

第 21 回景観審議会部会における委員の意見と区の方

項目	委員意見	修正及び追加箇所と区の方
第 3 章について	アイポイントという言葉の定義が不明確であるため、そのまま使用するのであれば、手引きの中で定義する必要があるのでは。	アイポイントという言葉の定義が不明確であったため、一般的に使用されるアイスト ップという表現に変更する(第 3 章の 2) 資料 1-3 P.16
	生垣として使用する明るい葉をもつ樹木は、キンメツゲやハクチョウゲよりも、トキワマンサクを推奨するのが 良いのでは。	明るい葉の生垣としてよく使用される樹種でもあるため、トキワマンサクを追記す る。(第 3 章の 3) 資料 1-3 P.17
	既存樹木は緑地配置のヒントとなるため、既存樹木を活かすなど項目を追加したほうが良い。	既存樹木の活用に関する表記は景観協議において重要な事項であると認識し ているため既存樹木の項目を新たに追加する。(第 3 章の 4) 資料 1-3 P.17
	擁壁の修景は、樹木を植えるスペースが狭く、維持管理に課題がある場合は、オオイタビやイタビを推奨し てはどうか	擁壁の修景に関しては、よく協議される課題であり、スペースや維持管理の問題 もよく指摘されるため、新たに項目を追加する。(第 3 章の 5) 資料 1-3 P.17
第 4 章について	駐車場の緑化に関しては、定着率も高く、花の色も選べるクリスマスローズも推奨してはどうか	駐車場の修景として、花が咲く樹種を推奨することで、さらに魅力ある景観形成 に寄与できるため、クリスマスローズを追記する。(第 4 章の 2) 資料 1-3 P.20
	屋上緑化について、セダム緑化が一般的という表現ではなく、基盤層が薄い場合に使用するような表現と したほうが良いのでは。	セダム緑化を推奨しているわけではないため、一般的という表現を廃止し、基盤 層の薄い場合として表記する。(第 4 章の 3) 資料 1-3 P.21
	屋上緑化について、人が憩える場を作る樹種として、眺める人の心が安らぐようなオタフクナンテンや、宿根 草のカラーリーフを推奨しては	人が憩える場所を作ることを推奨しているため、基盤層を厚くし、樹木を植栽す ることを推奨し、オタフクナンテンや、宿根草のカラーリーフを追加する。 (第 4 章の 3) 資料 1-3 P.21
	壁面緑化についてゴーヤは景観として推奨する樹種ではないと思うので、きれいな花が咲く クレマチスや、トケイソウを推奨しては	当初からゴーヤを推奨している表記では無いが、目立つ表記をしていたため、文 章を一部削除し、花のあるクレマチス、トケイソウを推奨する表現に変更する。 (第 4 章の 4) 資料 1-3 P.21
	樹木を植える際の土の厚さについて触れている項目がないため、どこかに追加してはどうか。	樹木にとって重要な事項であるため、みどりの生育環境に関する項目に土壌の厚 さに関する事項を追加し、注意喚起する。(第 4 章の 9) 資料 1-3 P.23
第 5 章について	手引き(マニュアル)として運用するには書くべき原則がある。例えば、協議時に毎回お願いしている、在来 種の使用や、生物多様性に配慮した高中低木と地被をそれぞれ 3 種類以上植えるなどがある	常緑樹と落葉樹の新植も含め、協議において毎回お願いしている事項であるた め、樹種選びのヒントの最初の項目として追加する。 (第 5 章の 1) 資料 1-3 P.28
	陰樹についてはアオキより、葉が明るくて優しい色のアセビやアジサイを推奨しては。	アオキを推奨するわけではなく、代表的な陰樹として表記していたが、アオキが印 象付いてしまうため、表記を一部変更し、アセビ、アジサイを追記した。 (第 5 章の 2) 資料 1-3 P.28
	コニファーについては、様々な色が選べるため、建物の色に合わせた色のものを植えることを推奨しては	コニファーに関しては、様々な使用方法を推奨しているが、新たな提案として下段 に追加した。(第 5 章の 8) 資料 1-3 P.30

項目	委員意見	区の考え方
第5章について	ワイルドフラワーについて、外来種が混じっているものも存在するため、そういったものは推奨しない旨を追記しては	外来種はワイルドフラワー以外にも使用を控えていただいているため、使用しない旨を追加した。(第5章の9) 資料 1-3 P.31
	美しい景観形成を維持するため、宿根草を推奨しては	継続的に景観を維持していくためには、一年草等植え替えが必要なものより、宿根草がふさわしいため、推奨する。(第5章の10) 資料 1-3 P.31
	メンテナンスに関する項目を追加しては	メンテナンスについても、継続的な景観の形成には重要な事項であるため、項目を追加した。(第5章の12) 資料 1-3 P.34
その他	緑化条例の手引きとの整合性をしっかり図る必要がある	緑化条例の手引きの景観に関する項目は、現行のみどりのヒント集を引用しているが、今後改定作業において担当部署と協議を行っていく。
	ガイドラインに準ずるマニュアルとして整備するために、緑化の専門家でプロジェクトチームを立ち上げ、根本的な見直しを行っては。	現段階では、現行のみどりのヒント集と同等の位置づけで、改定作業を行う計画であるため、現行のヒント集のベースは崩さずに審議会等でいただいた委員の意見を反映し、改定していきたい。
		板橋宿不動通り地区が景観形成重点地区に追加されたため、推奨樹種を追加予定であるが、現在検討中 (第5章の12) 資料 1-3P.34